（様式２）

参加要件申告書

令和５年(2023年)　　月　　日

（宛先）箕面市病院事業管理者

所在地

団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

新市立病院整備事業マーケットサウンディング実施要領に定めるヒアリングへの参加要件に、下記のとおり該当することを、必要書類を添え申告します。

次のすべてを満たしています。

**令和5年(2023年)10月19日時点で**該当する項目の□欄にチェックしてください。

□ ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築一式工事業について、特定建設業の許可を受けている者であること。

□ ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

□ ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかにも該当しない者であること。

□ ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営する法人、暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずるもの（それらの利益となる活動を行うもの）でないこと。

□ ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

□ ⑥ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに本市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。

□ ⑦ 平成25年10月18日以降に、元請事業者（建築工事業者ＪＶの場合は代表者に限る。） として、日本国内で一般病床が200床以上の病院の新築、増築、改築に係る工事を完了した又は完了予定の実績がある者。なお、増改築の定義は、建築基準法によるものとし、増築の場合は、増築部分のみ対象とする。